

Rapport

暮らしの交差点



学んだ知識を地域で活かそう！

『消費者大学講座』シリーズ全6回が完了

“情報”をテーマに開催した平成27年度の『消費者大学講座』は9月1日（火）に第6回の講座を終了し、全6回にわたる連続講座を完了しました。修了者には、吉住健一区長より修了証書が授与されました。第4回から第6回までの内容をご紹介します。

※第1回から第3回までの講座については前号（vol.23）でご紹介しています。

第4回

7月8日（水）

リンク総合法律事務所
弁護士 紀藤 正樹 氏



消費者被害の救済に取り組んでいる紀藤正樹弁護士が、インターネット関連の消費者トラブル等について解説しました。

「インターネット環境が急速に発展したことで、これに伴う消費者トラブルも急増しています」と紀藤弁護士。メール等による架空請求やインターネット通販に関する消費者トラブルの他、PC、携帯電話、スマートフォン等が家庭に普及したことにより、子供が消費者トラブルに巻き込まれる事例も増えていること等を紹介しました。

特にインターネット通販に関しては、料金を先払いしたが業者が倒産してしまい、商品が届かず、お金ももどってこない例や、個人が匿名で売買することができるインターネットの特性を悪用して、お金だけ得て“雲隠れ”という被害もあるので、極端に安い値付けをしている業者には注意をすること。取引条件、返品特約、連絡先を必ず確認すること等、被害にあわないためのポイントを紹介し「社会的に信用があると思われる業者を選ぶのが無難。また支払い方法は、後払いかクレジットのほうがリスクが低い」とアドバイスしました。

「消費者被害から身を守るには、相手の手口を知って予防すること。また、万一被害にあった場合の相談先を知っておくことが重要。家族全体で勉強する必要があります」と紀藤弁護士。インターネットに関連する消費者トラブルの背景を鋭く解説していただきました。

第6回

9月1日（火）

新宿消費生活センター
消費生活相談員 福長 恵子 氏



表示に関する様々なトラブルについて、新宿消費生活センターの消費生活相談員・福長恵子氏が解説しました。

「消費者トラブルを回避するには、正しい情報を見極めるための力を消費者自らが養うことが大切です。また業者が正しい表示をすることも当然必要になります」と福永氏は指摘します。

講座では、アダルト情報サイトや架空請求、またインターネット接続回線の契約についての相談件数が多い等、国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられた相談内容の傾向を紹介するとともに、架空請求やネット通販に関する相談事例や広告表示に関する消費者トラブル等について具体的に解説しました。

また、講座の終了後には修了式が行われました。修了者には、吉住健一区長より修了証書が授与されました。全6回にわたり“情報”について様々なことを学び、多くの知識を身に付けることができました。



修了式の様子

第5回

8月6日（木）

金融オンブズネット 元代表
内閣府消費者委員会 元事務局長
原 早苗 氏



金融商品についての消費者トラブルをはじめ、様々な消費者問題に取り組んでいる原早苗氏が、広告表示のチェックポイント等を中心に、金融商品の見極め方について解説しました。

「金融商品は、一種の情報商品といっ

ていいかと思えます。姿かたちがないので、内容を把握するのがむずかしいですね」と原氏。講座では、金融オンブズネットで10年間にわたって取り組んだ金融商品の広告調査や4年間務めた内閣府消費者委員会事務局長としての取り組みを紹介しながら、金融商品の広告に関する法的規制の内容や、金融商品に関する消費者トラブルの現状等を解説しました。

また、最近の金融商品について、新聞掲載広告や折込チラシを例に、定期預金の金利優遇や投資信託との抱き合わせ販売、外貨建ての債券や保険商品等、様々な商品の広告表示の読み方について詳しく解説しました。

「儲かりそうだからといっても、財産を投資に回すことはリスクを伴います。財産の1割か2割といった上限を決めて、家計に無理の出ない範囲で行うこと。販売員に勧められても、その場ですぐに契約せず、商品の仕組みを理解できているか、リスクや手数料、解約時の条件等を確認しているか等、自分でチェックしてみることが大事」と金融商品との上手な付き合い方についても紹介しました。

目次

SPECIAL

学んだ知識を地域で活かそう！

『消費者大学講座』シリーズ全6回が完了

第4回 リンク総合法律事務所

弁護士 紀藤 正樹 氏

第5回 金融オンブズネット 元代表

内閣府消費者委員会 元事務局長

原 早苗 氏

第6回 新宿消費生活センター

消費生活相談員 福長 恵子 氏

VOICE 利用者の声

新日本婦人の会 新宿支部

江川 祐子 さん

昭和 37 (1962) 年に平塚らいてう等の呼びかけにより創立された新日本婦人の会。その当初から活動している新宿支部は、女性の地位向上を目指し、平和、子育て、食、環境等、様々な活動に取り組んでいます。新宿区消費者団体連絡会(消団連)には、昭和 57 (1982) 年の発足時から参加しています。これらの活動に長年参加されている江川祐子さんにお話しをお聞きました。



■活動に参加したきっかけを教えてください。

私がお菓子メーカーに勤めていた時ですから、昭和 40 (1965) 年頃だと思います。女性同士で話せる場が欲しいなと思い、仲のいい友達と一緒に参加することになりました。料理教室や旅行、ダンスパーティーも自分たちで企画しました。楽しかったですね。また、いろんな年代、様々な職種の方ともお話することができるので、自分の世界も広がり、社会の様々な問題についても関心が向くようになりました。特に大気汚染、水質汚染等が深刻化した時期でしたので、私たちも何か始めなきゃということで、新宿区内の二酸化窒素の濃度を測定する活動を始めました。毎年 2 回、1 回につき 150 ヲ所程度を測定しています。交通量の多い交差点等は、やはり数値が高いのですが、車道と歩道の間に緑化帯があると、歩道の数値が低くなること等がわかりました。この活動は今後も継続して取り組んでいきます。

■現在の活動内容について教えてください。

様々な活動に取り組んでいるのですが、私のオススメは「野菜ボックス」。“生産者の顔が見える安心な食べ物を！”というテーマで、消費者と生産者の交流を目的に取り組んでいます。この「野菜ボックス」の面白いところは、週に 1 回、旬の野菜を生産者が選んで送っていただくところ。だから、蓋を開けるまで何が入っているかわからない。不便なように思うかもしれませんが、いろんな野菜が入っているので、レシピの幅が広がりますし、旬の野菜をいただけるので健康にもいい。この前は、バターピーナッツかぼちゃが入っていて、どうやって食べるのかしらと思いましたけど、ポタージュスープにしたら美味しかったですよ。野菜からお米、フルーツ、お肉、大豆と産直商品も種類が増え、農薬、添加物、健康食品等の学習にも力を入れていきます。もちろん、産地訪問もしています。田植え、稲刈り、枝豆狩り等、楽しいことを取り入れて生産者との交流を深めています。

消団連には、発足時から参加しています。悪質商法追放キャンペーンや、食の安全、環境・ごみの減量等、消団連として様々な活動に取り組んでいます。

■今後の抱負を聞かせてください。

原発の事故があったことで、エネルギーの問題を意識するようになりました。この東京でも自然エネルギーにどう取り組んでいったらいいのか、考えていきたいと思っています。

また、生産者との交流にも引き続き取り組みます。産地訪問には、お子さんと一緒に参加される方もいらっしゃるのですが、生産者の苦勞や喜びを都会の若い世代にも伝える場としても活用していきたいと思っています。

枝豆狩りで生産者と交流



新宿区立新宿消費生活センター分館のご案内

当分館は、消費者団体や一般区民の活動拠点として会議室や調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。消費者講座や学習会、また趣味の集い等の会場として、是非ご利用ください。

施設のご案内

開館時間 8:30 ~ 22:00

休館日 年末年始(12月28日~1月3日)

会議室

定員: 36名 面積: 67㎡
設備機: 12本 椅子: 36脚

調理室兼商品テスト室

定員: 32名程度 面積: 51㎡
設備: 調理台 4台、調理器具

ご利用料金

ご利用施設 / 時間帯	午前	午後	夜間	全日
	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	17:45 ~ 21:45	8:30 ~ 21:45
会議室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
調理室兼商品テスト室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
付帯設備利用料 <small>調理器具(光熱水道費を含む)の料金</small>	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

※調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備使用料(1,000円/区分)がかかります。

※消費者団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

ご利用方法

利用日前日までに手続きを完了する必要があります。

①受付窓口にて空き状況を確認

※空き状況はお電話、HPでも確認頂けます

②利用申請

受付窓口にて「利用申請書」に記入し提出

③お支払い

受付窓口にて利用料金のお支払い
⇒申込完了

※電話での予約・利用申請や当日の申請は受付しておりません。予めご了承ください。

お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号
Tel 03-3205-1008 / Fax 03-3205-1007
Email consu@shinjuku-center.jp
URL http://consu.shinjuku-center.jp

消費生活に関する相談窓口

新宿消費生活センター本館相談室

住所: 新宿区新宿 5-1-8-21
新宿区役所第二分庁舎 3階

TEL: 03-5273-3830

対象: 新宿区にお住まいの方
新宿区に通勤・通学している方

時間: 月~金(祝日等を除く) 9:00 ~ 17:00

相談料
無料

※当分館では、消費生活に関する相談業務は行なっておりません。

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター
Rapport 暮らしの交差点

発行人: 田中健一郎 編集者: 本田一禎

発行No: 第 2015-024号 発行日: 2015年9月30日(隔月発行)

指定管理者: 有限会社そーほっと